

# 医師の働き方改革に係る 立入検査項目と実施体制について

埼玉県保健医療部医療人材課  
(埼玉県医療勤務環境改善支援センター事務局)

# 目次

- 1 医師の働き方改革と時間外労働規制の概要
  - 2 立入検査実施手順について
  - 3 今後の実施体制について
- 【補足】 関連資料について

# **1 医師の働き方改革と時間外労働規制の概要**

## 医師の働き方改革の目的

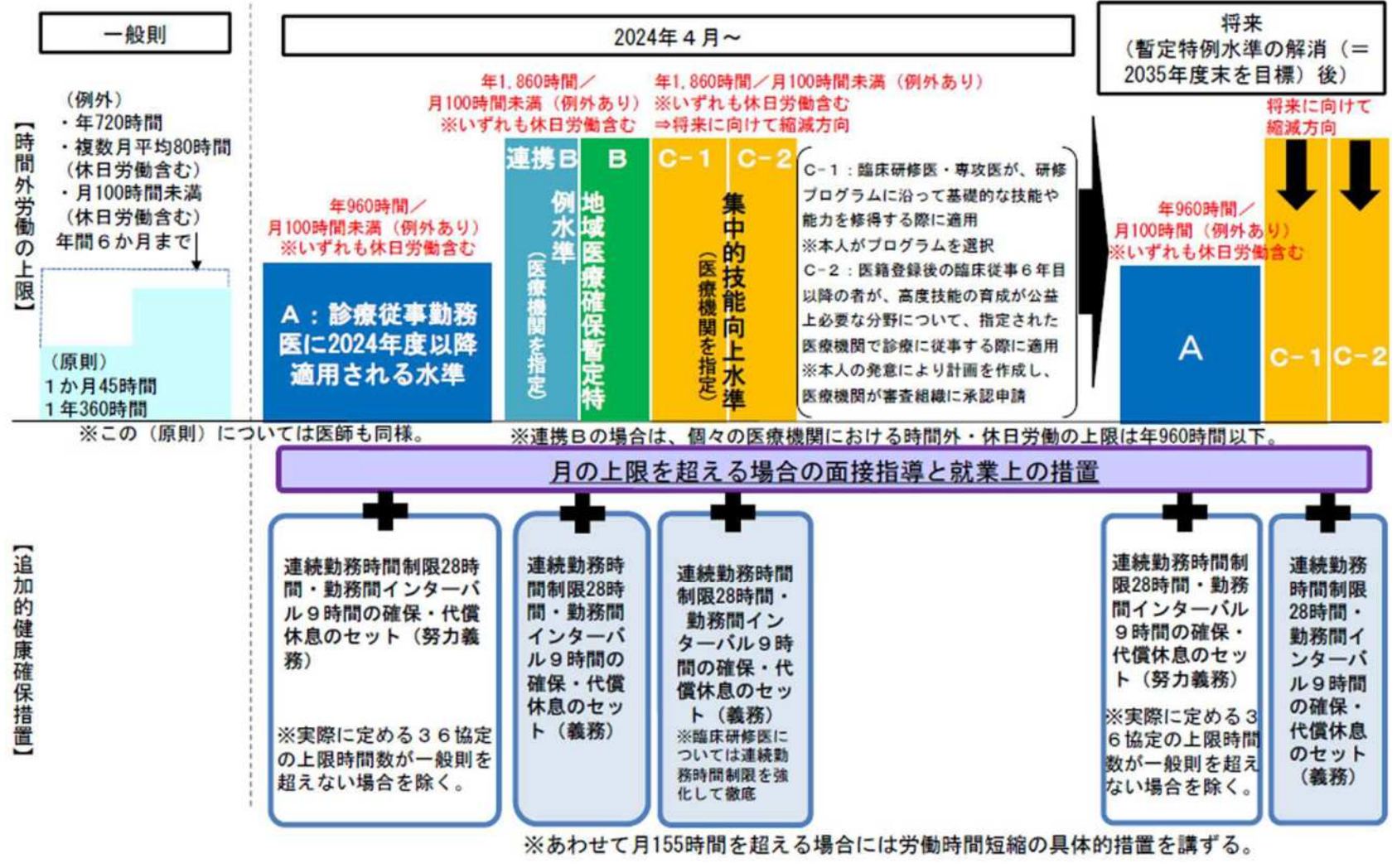
- 労務管理の見直しと改善、労働時間短縮により医師の健康確保を目指す
- 全ての医療専門職が、能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

⇒ 質・安全が担保された医療を持続可能な形で患者に提供



▶ 今年4月法施行 時間外労働の上限規制、追加的健康確保措置の適用がスタート

# 今年4月～ 時間外・休日労働は原則960時間以内



# 今年4月から変わったこと

- ① 時間外及び休日労働は原則として年960時間まで。
- ② 保健所の立入検査時に「追加的健康確保措置」の実施が確認される。
- ③ やむを得ず960時間を超過する医師が存在する医療機関については、**特例水準の指定**を受ける必要有。  
特例水準は4種類、年間の時間外労働の上限は1,860時間となる。
  - B 水準 → (1) **二次救急※1・三次救急**の医療機関における救急医療提供に係る業務  
(2) **居宅等における医療**の提供に係る業務  
(3) **地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供**に係る業務
  - 連携B水準 → **医師派遣**を通じて地域の医療提供体制を確保する
  - C-1水準 → **臨床研修医、または専門研修医**が技能習得のために労働する
  - C-2水準 → **特定分野**（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したもの）における医師育成のために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所における医師※2の業務

現在は県内**25病院**が  
指定されている

※1 「年間の救急車受入件数1000件以上、または診療時間以外の時間・休日・夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者数年間 500人以上」  
「医療法第30条の4第2項第4号又は第5号の事業の確保について重要な役割を担う」を満たす

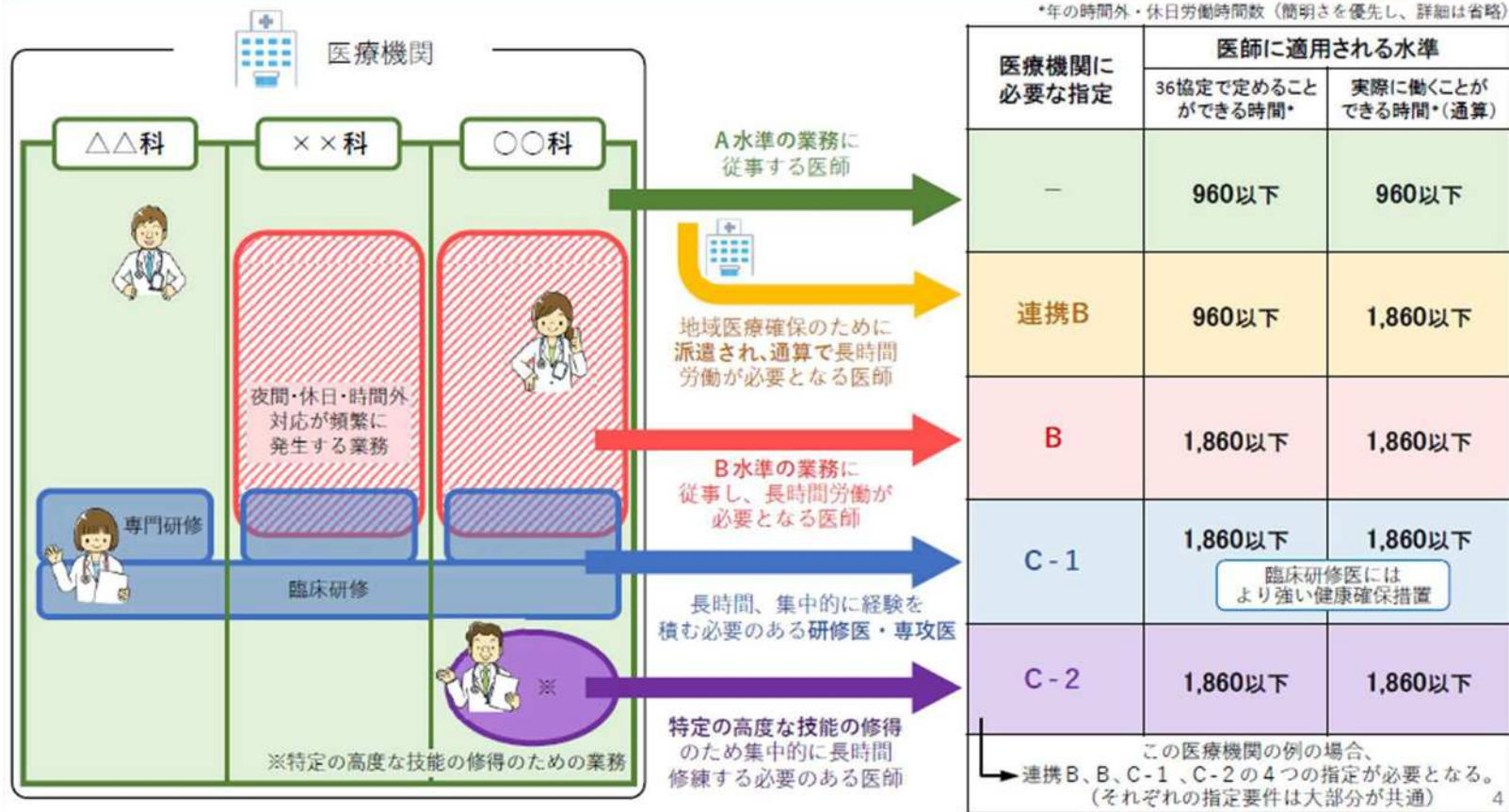
※2 療法第30条の4第2項第4号又は第5号

**四** 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事

**五** 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（二に掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）  
救急医療 災害時における医療 そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療  
へき地の医療 周産期医療 小児医療（小児救急医療を含む。） イからへまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

# 医師の時間外労働規制について

A水準以外の各水準は、指定を受けた医療機関に所属する全ての医師に適用されるのではなく、**指定される事由となった業務やプログラム等に従事する医師にのみ適用される**。所属する医師に異なる水準を適用させるためには、医療機関は**それぞれの水準についての指定を受ける必要がある**。



## 2 立入検査実施手順について

※【資料1】より抜粋



## 本改革に伴い新たに追加される検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、  
令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づき追加される立入検査項目一覧

項目	概要	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定労務管理対象機関

# 本改革に伴い新たに追加される検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、  
令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づき追加される立入検査項目一覧

項目	概要	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定労務管理対象機関

# 面接指導実施状況の確認

## 確認方法

### (1) 面接指導対象医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」(※)を提示。確認対象である面接指導対象医師をリストアップする。

### (2) 面接指導の実施を確認

- 医療機関は「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」(※)を提示。必要な事項が記載されており、適切な時期に面接指導が実施されていることを確認。
- 面接指導実施医師により面接指導が実施されていることを確認。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

# 面接指導対象医師のリストを確認

## (1) 面接指導対象医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」を提示する。

当該面接指導対象医師に対し、面接指導が実施されていることを確認する。

- 医療機関に提示を求める一覧は、「年月」、「氏名」、「時間外・休日労働時間数」が、記載された資料の提示。
- 対象となる医師は医業（診療）に従事する医師のみ。（産業医、健診センター・血液センター等の診療を直接の目的とする業務を行わない医師は除く。なお、診療に従事する医師であれば、管理監督者も対象となる。）

一覧のイメージ

年月	所属	役職	氏名	総勤
202404	呼吸器内科	医員	〇〇 〇〇	115
202404	循環器内科	副院長	〇〇 〇〇	108.5
202404	循環器内科	専攻医	〇〇 〇〇	109
202406	循環器内科	研修医	〇〇 〇〇	100.5
202406	小児科	研修医	〇〇 〇〇	101
202406	心臓血管外科	専攻医	〇〇 〇〇	119.35
202407	心臓血管外科	部長	〇〇 〇〇	110.63
202408	心臓血管外科	医長	〇〇 〇〇	102.28
202409	消化器外科	専攻医	〇〇 〇〇	103
202409	整形外科	専攻医	〇〇 〇〇	152.33
202410	心臓血管外科	専攻医	〇〇 〇〇	105.5
202410	整形外科	専攻医	〇〇 〇〇	136.41
202410	外科	研修医	〇〇 〇〇	101.5
202410	呼吸器内科	専攻医	〇〇 〇〇	102.95
202411	心臓血管外科	研修医	〇〇 〇〇	100.5
202411	整形外科	医長	〇〇 〇〇	118.91
202411	脳神経外科	専攻医	〇〇 〇〇	111.5
+	+	+	+	+

※一覧について、具体的には、勤怠管理表、勤怠管理システムの記録、その他これらの資料をもとに医療機関が作成した対象者リスト等が考えられる。

### 【補足・留意事項等】

- 多数の場合は任意の複数名の調査
  - ・ 検査対象の面接指導対象医師が多数の場合は、対象者の一覧から検査する複数名の対象者、年月を指定して検査を行うことがあります。（例：A医師が100時間以上となった5月分等。）
  - ・ 任意の複数名について検査する場合、面接指導対象医師の背景に偏りが生じないようにする観点から、「診療科」、「対象年月」、「特定対象医師（特定臨床研修医を含む）か否か」等を確認して検査対象を決定する場合があるため、資料に予め記載するか、回答できるように準備すること。
- 令和6年度の対応
  - ・ 令和6年度の立入検査の実施に当たっては、直近1年分ではなく、令和6年4月以降における月別の時間外・休日労働時間数が分かる資料を求める等、施行初年度であることを鑑みた対応としてとなることが想定される。

# 面接指導時の記入書類を確認

## (2) 面接指導の実施を確認

□ 「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」に以下の事項が記載されており、適切な時期に面接指導が実施されていることを確認。

- ① 面接指導の実施年月日
- ② 面接指導対象医師の氏名
- ③ 面接指導を行った面接指導実施医師の氏名
- ④ 面接指導対象医師の勤務の状況
- ⑤ 面接指導対象医師の睡眠の状況
- ⑥ 面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
- ⑦ その他面接指導対象医師の心身の状況

長時間労働医師面接指導結果及び意見書		[年 月 日]	
面接指導結果・面接指導実施医師の氏名			
② 対象医師の氏名	氏名	生年月日	年 月 日
④ 勤務の状況 (労働時間・労働時間以外の状況)			
⑤ 睡眠状況の状況 (状況事項)	[例] 0 1 2 3 (高) (本人別記・面接指導実施)		
⑥ 疲労の蓄積の状況 (状況事項)	[例] 0 1 2 3 (高) (労働時間外労働時間自己診断チェックリスト)		
⑦ その他心身の状況			
本人への指導内容、及び 指導者への意見 (複数選択可・該当項目のみにチェック)			
結果との措置は不要です			
以下的心身の状況への対応が必要です (1つ選択)			
専門医等に対する 助言・指導・指導者による 指導 (特例事項記入可)			
以下の場合の対応が必要と判断されます (1つ選択)			
① 可成り、② 可成り、③ 可成り、④ 可成り (特例事項記入可)			
[状況事項]			
① 面接指導の年月日	年 月 日	③ 氏名	氏名
面接指導実施医師	氏名	② 氏名	氏名

※上記資料は、法令等で定められた様式ではなく参考にお示ししているものです。①への以外の項目の設定や、様式のレイアウトは医療機関ごとにより異なりますのでご留意下さい。

### 【補足・留意事項等】

#### ○面接指導の実施時期

面接指導は、原則、時間外・休日労働時間が月100時間に達するまでの間に実施されている必要があるため、面接実施日が月末近くである等、該当している可能性が考えられる場合には、面接指導実施日までの時間外・休日労働時間を提示すること。なお、特例水準の医師以外で一定の疲労蓄積が認められる場合(※)に該当しない場合には、月100時間以上となった後、遅滞なく実施することも可とされているため、月100時間に達するまでの間に実施していない場合にあっては、このケースに該当することを提示すること。

※「一定の疲労蓄積が認められる場合」とは、以下のいずれかに該当した場合を指す。

- ・ 前月の時間外・休日労働時間数： 100時間以上
- ・ 直近2週間の1日平均睡眠時間： 6時間未満
- ・ 面接指導の希望： 有
- ・ 疲労蓄積度チェック： 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」において、自覚症状がⅣ又は疲労蓄積度の点数が4以上

#### ○書面の確認 (管理者が指定した面接指導実施医師以外の面接指導の場合)

管理者が指定した面接指導実施医師以外の面接指導実施医師により実施されている場合は、その面接指導を証明する書面が管理者に提出されている必要がありますので、書面で提出されていることを提示すること。

5

# 面接指導実施医師とは

- 面接指導実施医師により面接指導が実施されていることを確認。
  - 面接指導実施医師が、医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習を修了しているか、「**修了証書**」(\*)を提示。
  - 当該医療機関の管理者ではないことに留意。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。



講習会修了者には修了証書が与えられる→



厚生労働省実施の「面接指導実施医師養成ナビ」webサイト↓

# 本改革施行に伴い新たに追加される検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、  
令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づき追加される立入検査項目一覧

項目	概要	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定労務管理対象機関

# 就業上の措置の実施について

## 確認方法

### (1) 面接指導対象医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」(※)を提示。確認対象である面接指導対象医師をリストアップする。

### (2) 面接指導の実施を確認

- 医療機関は「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」(※)を提示。必要な事項が記載されており、適切な時期に面接指導が実施されていることを確認。
- 面接指導実施医師により面接指導が実施されていることを確認。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。



# 就業上の措置について

## (2) 就業上の措置の状況を確認

□ 面接指導実施医師意見に基づき、「措置の要否や措置の内容について記載された記録」(\*)があることを確認する。

○ 「措置の要否や措置の内容」について記載されていること。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

### 【補足・留意事項等】

- 管理者は、その必要があると認める場合に、適切な就業上の措置を講じなければなりません。
- 具体的措置内容の例は以下のとおり。
  - ・就業上の措置は特に指示なし
  - ・産業医面談した上で最終判断とするが、産業医面談までは就業上の措置は特に指示なし
  - ・慢性睡眠不足の解消のため、当直・連続勤務を制限(〇回/月まで)する
  - ・医療機関の受診後の診断書をもって最終判断とするが、それまでは就業内容を〇〇のみとする
  - ・人間関係に伴うストレス回避のため、就業場所を変更する(手術室での就業を中止し病棟業務のみ)
  - ・心身への健康被害が想定され、就業を制限(時間外労働の制限、就業内容・場所の変更(外来業務のみ等)、就業時間の制限(〇時〇分～〇時〇分まで)等)する 等
- 就業上の措置の要否の判断や実施内容の妥当性を確認する趣旨ではなく、面接指導実施医師の意見聴取・要否判断の有無・措置の実施といった法令で規定されている健康確保のための手続が実施されているかという観点で確認。

長時間労働医師面接指導結果及び意見書 【印刷用紙】

長時間労働医師面接指導結果			
対象者氏名	所属	所属	
		生年月日	年 月 日
面接の状況 (労働時間 労働時間以外の状況)			
健康被害の状況	(要)〇 1 2 3 (無) (本人または面接指導者) (特記事項)		
面接の経緯の状況	(要)〇 1 2 3 (無) (労働者の面接指導開始日時等について) (特記事項)		
その他心身の状況			
本人への指導内容 及び 勧告への意向 (健康確保等・就業時間の設定について)			
就業上の措置は不要です			
以下の心身の状況への対応が必要と見られます (訂正要旨)			
業務変更(労働時間・業務内容)等、その他 (特記事項へ記載)			
以下の健康被害への対応が必要と見られます (訂正要旨)			
上乗せ訓練・個別心身の健康支援等、その他 (特記事項へ記載)			
(特記事項)			
面接指導年月日	年 月 日		
面接指導実施医師	(所属)	(氏名) ※署名等	

※面接指導実施医師は、この表上または記載した内容(管理職が面接指導実施医師等から面接指導結果を聞き取り、面接指導内容を確認し、結果を決定し、この表を提出する)に基づいて作成してください。

面接指導実施医師意見に基づいた措置内容 (管理職及び労働者が記載)

※時間外・休日労働が月15時間を超え、又は時間外労働が月40時間を超え、又は労働時間等が法令で定められている場合は記載してください。

年 月 日

確認欄 (署名欄) ※提出後受付は労働時間記録として(正しい)	
就業時間	(署名欄)

8

# 本改革施行に伴い新たに追加される検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、  
令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づき追加される立入検査項目一覧

項目	概要	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定労務管理対象機関

# 就業上の措置について

## 確認方法

### (1) 対象の医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間超となった医師の一覧」(※)を提示し、確認対象である医師をリストアップする。



### (2) 労働時間短縮のための措置を確認する

- 「労働時間短縮のための必要な措置の内容について、記載された記録」(※)を提示し、必要な記載があることを確認。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

# 就業上の措置について

「労働時間短縮のための必要な措置の内容について、記載された記録」(\*)があることを確認する。

「措置の内容」について記載されていること。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

時間外・休日労働が155時間超となった医師の措置について

労働時間短縮のための措置内容

(管理者)

年 月 日

※上記資料は、法令等で定められた様式ではなく参考にお示ししているものです。様式のレイアウトは医療機関ごとにより異なりますのでご注意ください。

## 【補足・留意事項等】

- 月の時間外・休日労働が155時間を超える場合、管理者は労働時間短縮のために必要な措置を講じなければなりません。労働時間短縮のための措置の内容が記載されていることが必要です。
- 具体的措置内容の例は以下のとおり。
  - ・慢性睡眠不足の解消のため、当直・連続勤務を制限(〇回/月まで)する
  - ・医療機関の受診後の診断書をもって最終判断とするが、それまでは就業内容を〇〇のみとする
  - ・人間関係に伴うストレス回避のため、就業場所を変更する(手術室での就業を中止し病棟業務のみ)
  - ・心身への健康被害が想定され、就業を制限(時間外労働の制限、就業内容・場所の変更(外来業務のみ等)、就業時間の制限(〇時〇分～〇時〇分まで)等)する 等
- 労働時間短縮のための措置の実施内容の妥当性を確認する趣旨ではなく、法令で規定されている健康確保のための措置が実施されているかという観点で確認してください。

## 本改革施行に伴い新たに追加される検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、  
令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づき追加される立入検査項目一覧

項目	概要	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定労務管理対象機関

特定労務管理対象機関指定状況（R6.4.1現在）

No.	医療機関名	所在地	圏域	水準	指定の種類*	指定事由	指定期間
1	川口市立医療センター	埼玉県川口市西新井宿180	南部	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
2	川口市立医療センター	埼玉県川口市西新井宿180	南部	連携B水準	連携型特定地域医療提供機関	医師派遣	令和6年4月1日～令和9年3月31日
3	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	埼玉県川口市西川口5-11-5	南部	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
4	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂1317	南部	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
5	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	埼玉県和光市諏訪2-1	南西部	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
6	医療法人社団武蔵野会 TMGあさか医療センター	埼玉県朝霞市溝沼1340-1	南西部	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
7	学校法人獨協学園 獨協医科大学埼玉医療センター	埼玉県越谷市南越谷2-1-50	東部	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
8	学校法人獨協学園 獨協医科大学埼玉医療センター	埼玉県越谷市南越谷2-1-50	東部	連携B水準	連携型特定地域医療提供機関	医師派遣	令和6年4月1日～令和9年3月31日
9	学校法人獨協学園 獨協医科大学埼玉医療センター	埼玉県越谷市南越谷2-1-50	東部	C-1水準(臨床)	技能向上集中研修機関	臨床研修	令和6年4月1日～令和9年3月31日
10	学校法人獨協学園 獨協医科大学埼玉医療センター	埼玉県越谷市南越谷2-1-50	東部	C-1水準(専門)	技能向上集中研修機関	専門研修	令和6年4月1日～令和9年3月31日
11	順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院	埼玉県越谷市袋山560	東部	B水準	特定地域医療提供機関	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
12	順天堂大学医学部附属順天堂越谷病院	埼玉県越谷市袋山560	東部	連携B水準	連携型特定地域医療提供機関	医師派遣	令和6年4月1日～令和9年3月31日
13	さいたま赤十字病院	埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	さいたま	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
14	さいたま赤十字病院	埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	さいたま	C-1水準(臨床)	技能向上集中研修機関	臨床研修	令和6年4月1日～令和9年3月31日
15	さいたま市立病院	埼玉県さいたま市緑区三室2460	さいたま	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
16	さいたま市立病院	埼玉県さいたま市緑区三室2460	さいたま	C-1水準(専門)	技能向上集中研修機関	専門研修	令和6年4月1日～令和9年3月31日
17	自治医科大学附属さいたま医療センター	埼玉県さいたま市大宮区天沼町1-847	さいたま	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
18	さいたま市民医療センター	埼玉県さいたま市西区島根299-1	さいたま	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
19	埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市中央区新都心1-2	さいたま	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
20	医療法人社団松弘会三愛病院	埼玉県さいたま市桜区田島4-35-17	さいたま	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日

21	丸山記念総合病院	埼玉県さいたま市岩槻区本町2-10-5	さいたま	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
22	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	埼玉県上尾市柏座1-10-10	県央	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
23	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	埼玉県上尾市柏座1-10-10	県央	C-1水準(専門)	技能向上集中研修機関	専門研修	令和6年4月1日～令和9年3月31日
24	北里大学メディカルセンター	埼玉県北本市荒井6-100	県央	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
25	埼玉医科大学総合医療センター	埼玉県川越市鴨田1981	川越比企	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
26	埼玉医科大学病院	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38	川越比企	連携B水準	連携型特定地域医療提供機関	医師派遣	令和6年4月1日～令和9年3月31日
27	埼玉医科大学国際医療センター	埼玉県日高市山根1397-1	西部	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
28	社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	埼玉県狭山市入間川2-37-20	西部	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
29	社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	埼玉県狭山市入間川2-37-20	西部	C-1水準(臨床)	技能向上集中研修機関	臨床研修	令和6年4月1日～令和9年3月31日
30	社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	埼玉県狭山市入間川2-37-20	西部	C-1水準(専門)	技能向上集中研修機関	専門研修	令和6年4月1日～令和9年3月31日
31	医療法人社団和風会所沢中央病院	埼玉県所沢市くすのき台3-18-1	西部	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
32	新久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見418-1	利根	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
33	新久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見418-1	利根	連携B水準	連携型特定地域医療提供機関	医師派遣	令和6年4月1日～令和9年3月31日
34	新久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見418-1	利根	C-1水準(臨床)	技能向上集中研修機関	臨床研修	令和6年4月1日～令和9年3月31日
35	新久喜総合病院	埼玉県久喜市上早見418-1	利根	C-1水準(専門)	技能向上集中研修機関	専門研修	令和6年4月1日～令和9年3月31日
36	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院	埼玉県加須市上高柳1680	利根	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
37	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	埼玉県熊谷市板井1696	北部	B水準	特定地域医療提供機関	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日
38	深谷赤十字病院	埼玉県深谷市上柴町西5-8-1	北部	B水準	特定地域医療提供機関	救急医療	令和6年4月1日～令和9年3月31日

◆特例水準有効期間は3年

◆上記リストは随時更新予定。医療人材課の医療勤務環境改善支援センターwebページ上で、指定医療機関一覧最新版（Excel）を掲載しています

## 勤務間インターバルと代償休息について

十分な休息時間（睡眠時間）を確保するため、  
医師の勤務間のインターバルのルールが設定されます。



連続した休息時間を確保し、  
仕事から離れることが、  
心と体の健康のためには重要です。

※ 休息時間を細切れにとることは認められません。

医師の健康を守る働き方の新ルール

# 勤務間インターバルと代償休息について

## 確認方法

### (1) 特定対象医師の名簿の提示

- 医療機関は、「特定対象医師の名簿」(※)を提示する。立入検査を実施する機関は、当該リストから確認対象とする複数の医師を指定する。

(特定対象医師)

特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況が1年について時間外・休日労働時間が960時間を超えることが見込まれる者

### (2) 勤務状況が分かる資料の提示

- 医療機関は、指定された医師に関し、「直近1年間のうち任意の1ヶ月分の勤務予定及び勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料」(※)を提示する。

### (3) 勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認する

- 勤務状況が分かる資料を確認し、指定した医師について勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認する。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。



# 特定対象医師のリストを確認

## (1) 特定対象医師の名簿の提示

- 医療機関は、「特定対象医師の名簿」(※)の提示し、立入検査を実施する機関は、当該名簿から確認対象とする複数の医師を指定する。  
(指定の際、特定臨床研修医がいる場合には特定臨床研修医を含む。)

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

## 特定対象医師の名簿

### 特定対象医師一覧

起算日：令和6年4月1日

特例水準	診療科	医師氏名	延長することができる時間数(法定労働時間を超える時間数)
B水準	〇〇科	〇〇 〇〇	1000時間
B水準	〇〇科	〇〇 〇〇	1200時間
B水準	〇〇科	〇〇 〇〇	1200時間
連携B水準	〇〇科	〇〇 〇〇	800時間
連携B水準	〇〇科	〇〇 〇〇	870時間
C水準	臨床研修医	〇〇 〇〇	1100時間
C水準	〇〇科	〇〇 〇〇	1200時間
C水準	〇〇科	〇〇 〇〇	1200時間
***	***	***	***
***	***	***	***
***	***	***	***

※上記資料は、法令等で定められた様式ではなく参考にお示ししているものです。様式のレイアウトは医療機関ごとに異なりますのでご留意下さい。

### 【令和6年度の対応】

- ・令和6年度の立入検査の実施に当たっては、直近1年分ではなく令和6年4月以降の月別の時間外・休日労働時間数が分かる資料を求める等、施行初年度であることを鑑みた対応となることが想定される。

# 勤務間インターバルと代償休息について

## (2) 勤務状況が分かる資料の提示

□ 医療機関は、指定した医師に関し、以下の項目が記載されている勤務状況が分かる資料を提示。

○ 勤務予定開始・終了時間、勤務開始・終了時間の実績が記載されていること(※)。

※兼業・副業先の勤務時間を含む。労働時間に該当しない研さん等の時間は勤務時間に含まない。

○ その他、円滑な確認のため以下についても一覧に記載または別途資料を提出すること。

- ・宿日直の時間及びそのうち許可あり宿日直の時間
- ・勤務間インターバルの確保方法(どのパターンか)
- ・勤務間インターバルの確保時間
- ・勤務間インターバル中に発生したやむを得ない業務の時間
- ・代償休息を確保した日時

### 【立入検査の実施準備に当たっての補足・留意事項等】

上記の「勤務状況が分かる資料」は、勤怠管理システム等で管理されていることが想定されるが、資料として常備していない項目が含まれることも想定されるため、医療機関は資料の準備に時間を要すると思われる。円滑な検査の実施に資するよう例えば以下のような工夫を検討することを想定しています

- ・立入検査の1週間前までに特定対象医師のリストの提出を求める。
- ・リストの提出を受けて、検査日の数日前までに、立入検査当日に確認する特定対象医師の複数名の特定の月の指定を伝え、当該医師の勤務状況が分かる資料の準備を指示する。その際に、リストに特定臨床研修医が含まれる場合は、1名以上指定する。

Ex) 特定対象医師(A診療科)の8月分、特定対象医師(B診療科)の10月分、特定臨床研修医の11月分

勤務状況が分かる資料(イメージ)

年月	医師氏名	勤務予定	勤務開始・終了時間	宿日直実施時間 (許可あり宿日直/許可なし宿日直)	勤務間インターバル	確保時間	発生した業務時間	発生した業務時間
7/1 (水)		※						
7/2 (木)		※						
7/3 (金)	24/9	8:30~17:15	8:30~22:30		23:30~24:00	00:30		
7/4 (土)	24/9 (兼業先)	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 17:15~24:00	0:00~8:30 0:00~8:30	08:30 06:45	2:00~8:30	7/18 8:30~9:30
7/5 (日)	*	0:00~8:30	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~8:30)	0:00~2:15	02:15		
7/6 (月)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		
7/7 (火)	24/9	※			0:00~8:00	08:00		
7/8 (水)	24/9	8:30~17:15	8:30~22:00		22:00~24:00	02:00		
7/9 (木)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00				
7/10 (金)	*	0:00~8:30	0:00~12:30	0:00~8:30	12:30~14:00	1:30		
7/11 (土)	24/9	※			0:00~8:30	08:30		
7/12 (日)	24/9	8:30~12:30 18:45~23:30	8:30~12:30 18:45~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/13 (月)	24/9	8:30~17:15	8:30~18:00		0:00~8:30 18:00~24:00	08:30 06:00	1:00~8:30	7/23 8:30~18:30 7/25 8:30~9:30
7/14 (火)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (23:00~24:00)	0:00~8:00	04:00		
7/15 (水)	*	0:00~12:00	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~8:30)	12:00~24:00	12:00	22:00~24:00	7/29 8:30~10:30
7/16 (木)		※			0:00~8:00	08:00		
7/17 (金)		※						
7/18 (土)	24/9	8:30~17:15	9:30~22:00		22:00~24:00	02:00		
7/19 (日)	24/9	※			0:00~7:00	07:00		
7/20 (月)	24/9	8:30~17:15	8:30~20:45		20:45~24:00	03:15		
7/21 (火)	24/9 (15日)	8:30~24:00	8:30~24:00		0:00~2:45	02:45	0:00~2:30	8/1 8:30~10:30
7/22 (水)	*	0:00~1:30	0:00~1:30		1:30~8:30	07:00		7/21 8:30~18:30
7/23 (木)	24/9	8:30~17:15	10:30~17:15		17:15~24:00	06:45	22:00~22:30 23:30~8:00	8/11 8:30~9:30
7/24 (金)	24/9 (兼業先)	8:30~17:15 17:15~24:00	10:30~17:15 17:15~24:00	17:15~24:00 17:15~24:00	0:00~2:15 02:15	02:15	1:00~1:30	8/11 8:30~10:00
7/25 (土)	*	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30 (0:00~8:30)	8:30~24:00	15:30	16:00~18:00	8/21 8:30~18:30
7/26 (日)	24/9	8:30~17:15	9:30~21:30		21:30~24:00	02:30		
7/27 (月)	24/9	※			0:00~8:30	08:30		
7/28 (火)	46/18	17:15~24:00	17:15~24:00	17:15~24:00				
7/29 (水)	*	0:00~8:30	0:00~8:30	0:00~8:30	8:30~24:00	15:30	16:00~18:00	8/21 8:30~18:30
7/30 (木)	24/9	8:30~17:15	15:30~12:30 (15:30)		12:30~21:30	09:00		
7/31 (金)	24/9 (兼業先)	8:30~18:30	8:30~18:30	8:30~18:30 (8:30~18:30)				
8/1 (土)	24/9	8:30~17:15	8:30~21:00		21:00~24:00	03:00		

※上記資料は、立入検査の実施方法を説明するため、多くの事例を盛り込んだ資料としており、特定臨床研修医と特定臨床研修医以外の勤務状況が混在している等、架空の勤務状況の資料となっております。

# 勤務間インターバルと代償休息について

## 確認事項

- ① 特定対象医師が勤務する特定労務管理対象機関であるかどうか。
- ② 医師の勤務時間について「予定された始業」が定められ、勤務シフト等で管理されているかどうか。
- ③ 始業から一定時間（a,24時間 b,46時間）を経過するまでに、連続した休息时间（a,9時間 b,18時間）が確保されているかどうか。  
 （注1）aの業務に関して、9時間以上の許可あり宿日直に従事している場合には、休息时间が確保されたものとみなす。  
 （注2）bの業務に関して、許可のない宿日直業務に従事する勤務形態であること。  
 ※ 特定臨床研修医については、一定時間（a,24時間 b,48時間）を経過するまでに、連続した休息时间（a,9時間 b,24時間）が確保されていること。
- ④ 休息时间中に労働に従事した場合、その労働時間に相当する時間分の代償休息を、当該労働の発生した月の翌月末までに確保しているか。



# 勤務間インターバルと代償休息について

## ① 業務の開始から24時間が経過するまでに9時間の継続した休息時間を確保する場合

- 事前に予定された業務の開始時間から**24時間が経過するまでに9時間の継続した休息時間**が確保できているか確認。
  - ①で勤務間インターバルが9時間確保されていることを確認
  - ②で勤務間インターバルが24時間が経過する前に確保されていることを確認
- 9時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。
  - ③で勤務間インターバル中にやむを得ない業務の発生の有無を確認。
  - ④で代償休息の取得について確認

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	① インターバル時間	② 時間数	③ インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	④ 代償休息の付与日時
7/11 (火)	24/9 "	兼業等 8:30~12:30 18:45~23:30	8:30~12:30 18:45~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/12 (水)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~19:00		0:00~8:30 19:00~24:00	08:30 05:00	1:00~4:00	7/23 8:30~10:30, 7/25 8:30~9:30
7/13 (木)		休み			0:00~4:00	04:00		

23

# 勤務間インターバルと代償休息について

## ② 9時間の継続した許可あり宿日直がある勤務日の確認方法

- 事前に予定された業務の開始時間から24時間が経過する前に9時間の継続した許可あり宿日直が確保できているか確認。
  - ①~②で事前に予定された業務の開始時間から24時間以内に(②)9時間の継続した許可あり宿日直(①)があることを確認。
- 特定臨床研修医の場合は、許可あり宿日直中に業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。
  - ③で勤務間インターバル(9時間の継続した許可あり宿日直)中にやむを得ない業務の発生の有無を確認。
  - ④で代償休息の取得について確認

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)		① インターバル時間 ② 時間数		③ インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	④ 代償休息の付与日時
				17:15～24:00 (17:15～24:00)	0:00～8:30 (0:00～8:30)	17:15～24:00	0:00～2:15	06:45	
7/4 (火)	24/9 (許可有)	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	0:00～8:30 (0:00～8:30)	17:15～24:00	06:45		
7/5 (水)	"	0:00～8:30	0:00～12:00	0:00～8:30 (0:00～8:30)	0:00～8:30 (0:00～8:30)	0:00～2:15	02:15		
...									
7/23 (日)	24/9 (許可有)	8:30～17:15 17:15～24:00	10:30～17:15 17:15～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	0:00～8:30 (0:00～8:30)	17:15～24:00	06:45	(23:30～24:00)	8/18 11:30～12:00
7/24 (月)	" 24/9	0:00～8:30 兼業等 9:30～18:15	0:00～8:30 9:30～23:30	0:00～8:30 (0:00～8:30)	0:00～8:30 (0:00～8:30)	0:00～2:15 23:30～24:00	02:15 00:30		

# 勤務間インターバルと代償休息について

## ③ 許可なし宿日直がある勤務日

- 事前に予定された業務の開始時間から**46時間が経過する前に18時間の継続した休息時間**が確保できているか。
  - ①で勤務間インターバルが18時間確保されていることを確認
  - ②で勤務間インターバルが46時間が経過する前に確保されていることを確認
- 18時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。
  - ③で勤務間インターバル中にやむを得ない業務の発生の有無を確認。
  - ④で代償休息の取得について確認

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	① インターバル時間	② 時間数	③ インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	④ 代償休息の付与日時
7/14 (金)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (23:00~24:00)				
7/15 (土)	"	0:00~12:00	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~5:00)	12:00~24:00	12:00	22:00~24:00	7/29 8:30~10:30
7/16 (日)		休み			0:00~6:00	06:00		
7/17 (月)		休み						

# 勤務間インターバルと代償休息について

## ③' 特定臨床研修医において業務の開始時間から48時間が経過する前に24時間の継続した休息時間を確保する場合

- 特定臨床研修医において、事前に予定された業務の開始時間から**48時間が経過する前に24時間の継続した休息時間**が確保できているか。
  - ①で勤務間インターバルが24時間確保されていることを確認
  - ②で勤務間インターバルが48時間が経過する前に確保されていることを確認
- 24時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。
  - ③で勤務間インターバル中にやむを得ない業務の発生の有無を確認。
  - ④で代償休息の取得について確認

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	① インターバル時間	② 時間数	③ インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	④ 代償休息の付与日時
7/27 (木)	48/24	17:15～24:00	17:15～24:00	17:15～24:00				
7/28 (金)	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30	8:30～24:00	15:30	16:00～18:00	8/21 8:30～10:30
7/29 (土)	24/9	8:30～17:15	10:30～12:30 (PM休)		0:00～8:30	08:30		
					12:30～21:30	09:00		

# 勤務間インターバルと代償休息について

## ④ 15時間超の予定された業務に従事する場合

- 15時間を超えた予定勤務時間分について、次の業務の開始までに代償休息が付与されていることを確認。
  - ④で15時間を超えた予定勤務時間分の代償休息が、次の業務の開始までに付与されていることを確認。  
(ex:17時間(休憩時間を含む)の予定された手術に従事した場合、2時間分の代償休息を次の業務の開始までに付与)
  - ①で上記の代償休息の時間とあわせて勤務間インターバルが9時間確保されていることを確認。
- 9時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。
  - ③で勤務間インターバル中にやむを得ない業務の発生の有無を確認。
  - ④で代償休息の取得について確認

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	①		③	④
					インターバル時間	時間数	インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/20 (木)	24/9 (15超)	8:30~24:00	8:30~24:00					
7/21 (金)	24/9	0:00~1:30 8:30~17:15	0:00~1:30 10:30~17:15		1:30~8:30 17:15~24:00	07:00 06:45	22:00~22:30 23:30~0:00	7/21 8:30~10:30 8/11 8:30~9:30
7/22 (土)		休み			0:00~2:15	02:15	1:00~1:30	8/11 9:30~10:00

31



# 立入検査項目に係る必要書類について

## 立入検査の際に提示を求める資料一覧

項目	提示資料	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧</li> <li>・長時間労働医師面接指導結果及び意見書</li> <li>・面接指導実施医師養成講習会の修了証書</li> </ul>	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧 (※1. 面接指導の実施」と同じ一覧)</li> <li>・措置の要否や措置の内容について記載された記録</li> </ul>	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間超となった医師の一覧</li> <li>・労働時間短縮のための必要な措置の内容について記載された記録</li> </ul>	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定対象医師の名簿</li> <li>・直近1年間のうち任意の1ヶ月分の勤務予定及び勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料</li> </ul>	特定労務管理対象機関

### **3 今後の実施体制について**

# 今後の立入検査における実施体制

## 保健所

## 埼玉県勤改センター（医療人材課）

### 行政指導

\*行政指導は  
保健所長権限

#### 【立入検査指導事項(様式6)】

- ①立入検査(1回目)  
▶ 勤改センターの支援を受けるよう指導

様式6を共有

#### 【立入検査指導事項(様式6)】

- 支援訪問(1回目)  
▶ 医療機関からの支援要請による支援訪問

#### 【不適合事項通知(様式8)】

- ②立入検査(2回目)\*①の次の立入検査  
▶ 様式8により、改善結果報告を求めること  
\*提出期限は概ね3か月以内

様式8を共有

#### 【不適合事項通知(様式8)】

- 支援訪問(2回目)\*改善報告提出期限内  
▶ 様式8に基づくプッシュ型支援訪問

#### 【改善勧告(様式9)】

- ③立入検査(3回目)  
\*改善結果報告後または未提出の場合は提出期限後  
▶ 様式9による改善勧告、改善結果報告を求めること  
\*提出期限は概ね2か月以内

様式9を共有

#### 【改善勧告(様式9)】

- 支援訪問(3回目)\*改善報告提出期限内  
▶ 様式9に基づくプッシュ型支援訪問

### 行政処分

\*行政処分は  
知事権限  
(部長委任)

#### 【改善命令等】

- ④立入検査(4回目)  
\*改善勧告に応じた改善結果報告後または未提出の場合は提出期限後  
▶ 改善状況を確認し、改善の努力がなされていないと判断される場合  
検査結果を勤改センターへ共有

結果を共有

#### 【改善命令等】

- 支援訪問(4回目)\*結果を受けてすみやかに  
▶ 改善状況を確認し、共有結果のとおり改善の努力がなされないと判断される場合には、医療法に基づく必要な措置  
\*法第111条、126条、148条、150条、117条

勤改センターが実施した支援・措置内容は医療整備課・保健所に共有

# 「埼玉県医療勤務環境改善支援センター」について

専門家（社労士アドバイザー、医業経営コンサルタント）が各医療機関の状況に応じた支援を実施しています。

- ・ 労務管理状況のヒアリング、課題の抽出
- ・ 医師の働き方改革推進に向けた取り組みの提案
- ・ 宿日直許可の取得に向けた支援
- ・ 特例水準申請のために必要な「時短計画」の策定支援
- ・ 働き方改革に係る院内研修会の講師派遣 等

⇒ [埼玉県医療勤務環境改善支援センター - 埼玉県 \(saitama.lg.jp\)](http://saitama.lg.jp)



## **【補足】 関連資料について**

## 関連資料まとめ

医師の働き方改革にかかる医療法第25条第1項に基づく立入検査について  
[PowerPoint プレゼンテーション \(mhlw.go.jp\)](#)

医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査の実施上の留意事項について  
[Microsoft Word - %Ù#aH Ęe`ûçÂ .docx \(mhlw.go.jp\)](#)

労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト（2023 年改正版）  
[001084057.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

長時間労働医師への健康確保措置に関するマニュアル(改訂版)  
[参考資料 1 - 1\\_長時間労働医師への健康確保措置に関するマニュアル\(改訂版\) \(mhlw.go.jp\)](#)

医師の勤務間インターバルの仕組みについて  
[PowerPoint プレゼンテーション \(mhlw.go.jp\)](#)

長時間労働医師への面接指導の実施に向けて  
[PowerPoint プレゼンテーション \(mhlw.go.jp\)](#)

医師の働き方改革に関するFAQ（2023年6月7日ver.）  
[20230607時点版\\_医師の働き方改革に関するFAQ.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)



### 「いきサポ」 随時更新

FAQなど参考情報が多数掲載されています。

こちらもぜひご参照ください。

[いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ） \(mhlw.go.jp\)](#)